

徳島子どもと教育

徳島県教職員の会
〒771-0017徳島市川内町鶴島115
黄金ビル 徳島労連事務所内
TEL 088-665-6644
FAX 088-665-2117
携帯 090-2891-5189
eメール dp12287892@pf.lolipop.jp
2017年3月25日 214

ゆきとどいた教育をめざす会 全国署名・県署名を提出！！

ゆきとどいた教育をめざす徳島県連絡会は、昨年5月から取り組んでいた「ゆきとどいた教育をすすめる」全国署名と徳島県署名を2月にそれぞれ1300筆ほどを提出しました。全国では、群馬県渋川市のように今年の4月より学校給食費の無償化に踏み出す自治体も生まれています。教職員の会でも、教育条件を豊かにするためにゆきとどいた教育をすすめる全国署名・県署名に今後も取り組んでいきたいと思ひます。署名活動にご協力いただいた会員のみなさん、ありがとうございました。



6月4日(日)徳島県母親大会(別紙チラシ参照)
10:00~12:30分科会 13:30~16:00全体会
第1分科会「子どもが育つ条件」(パネルディスカッション)
教職員の会が担当します！ぜひご参加を！

今、自己肯定感の低下、いじめや不登校など子どもをめぐる様々な問題や、虐待や育児放棄をする親の問題がある中で、「家族はこうあるべき」「子どものしつけはこうあるべき」といった家族論や家庭教育論が行政主導で強調されたり、道徳教育の強化がさげばれたりしています。発達心理学者の柏木恵子さんは、その著書で「日本社会では子どもの”育て方”がとかく偏重される傾向もあります。こうした”育て方”への親の熱心な眼差しには『子どもは自ら育つ』という重要な認識が往々にして欠けています。それゆえに子どもの『育つ力』を奪ってしまうことにもつながっています。」と述べています。本分科会ではこの

「育つ力」とそれを支える周りの大人達のあり方について話し合います。

全体会では映画監督三上智恵さんの講演があります。沖縄の問題を考える良い機会です。最新作「標的の島風かたか」上映会は5月20日です。

上映決定！

5月20日(土)
郷土文化会館小ホール(5F)

①10:30 ②13:00 ③15:30 ④18:30

学校図書館の充実を求め、 県内の全市町村に「要請書」を送付

徳島県教職員の会は、下記の徳島新聞報道にあるように、去る2月8日、県内の全市町村の首長と教育長に学校図書館の充実を求める「要請書」を送付しました(詳しくは前回同封の「要請書」参照)。

徳島県の図書館をめぐる極めて貧しい実態は、平成26年度の学校図書館司書配置率が小・中学校平均で3.2%(全国ワースト2位)ということからもわかります。平成28年度には、49.6%(全国平均58.3%)と急増しています。

県教職員の会 学校司書の配置 充実求め要請書	県内24首長らに 徳島県内の教職員ら でつくる「子どもと教 育・くらしを守る徳島 県教職員の会」は8 日、県内24市町村長と 教育長宛てに、公立小 中学校図書館への学校 司書の配置などを求め る要請書を郵送した。 県内公立学校の司書 配置率は、2016年	4月時点で小学校50.3%、中学校48.8%となっている。要請書では、1人に複数の学校を担当させたり、学校職員に司書を兼務させたりするケースが多いと指摘。未配置の場合も新たに置き、配置済みでも専任職員にしたり兼務校数を減らしたりして内容を充実させるよう求めている。学校図書館に新聞を置くことなども併せて要請した。(木村恭明)
------------------------------	--	--

徳島新聞2017年2月9日付

しかし、私たちの調査で、驚くべき事実が明らかになりました。「司書配置」にカウントされている多くは、一人で10校ほどを兼務したり、ボランティアに時間給を支給したり、従来の仕事に学校図書館司書を兼務させたりするものであったのです。なかには、学生ボランティアに交通費を支給しただけのものもありました。

こうした実態の改善は、学校図書書の充実を関係各方面に訴えていくと同時に、国や地方自治体に教育予算の増額をさせる取り組みが必要だといえます。教職員の会は、今後も教育予算の増額、学校図書館の充実を求めていきます。

明るく元気に働くために 新年度の職員会議で確認を！

勤務時間や休憩時間について確認しておきましょう。

休憩時間は、労働基準法に定められたものであり、職場を離れて自由に利用できる時間で、職員一斉に必ず与えなければならないものです。違反した場合には、管理者に罰則があります。

昨年、ある職場では、勤務開始時刻と終了時刻だけ記していて、休憩時間を明示していませんでした。会員が、「休憩は何時ですか」と質問する中で、「休憩を一斉にとれない学校現場の特殊性があるので、各自休憩可能な時間に外出も含めて1時間自由に取ってよい」ことなどを確認しました。



形式的な休憩ではなく、実質的に意味のある休憩を確保したのです。

所属長が超過勤務を命ずることができるのは、限定4項目だけです。



公立学校教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外・休日勤務を命じないものとされています。時間外・休日勤務を命ずることができるのは、限定4項目で、臨時又は緊急にやむを得ない必要がある時に限られます。

生徒の実習に関する業務	学校行事に関する業務	教職員会議に関する業務
非常災害等やむを得ない場合に必要業務		

なお、修学旅行など、時間外勤務を命じた場合には、教職員の健康と福祉を害することにならないよう勤務の実情について十分な配慮がなされなければならないことになっています。

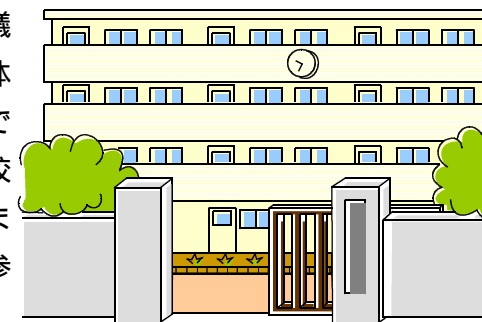
同封の「共謀罪」法案 反対署名にご協力を！

民間の研究団体（小教研・中教研，県人権・郡市人権など）への入会や研修会参加・研究発表・研究授業等は任意です。

2016年の県教委に対する要請で以下のようなことを確認しています。

「県人権教育研究協議会や校種別教育研究会などの民間教育研究団体への入会や研究大会への参加は、本人の意志を尊重するよう校長を指導すること」との要求に対して県教委からは、「本人の意志をふまえて、適切に行われるよう校長会等に働きかけたい」との回答がありました。

また、2014年の質疑応答の中で、小教研の会議や研究大会への参加・授業公開については、任意団体であるから職務命令を出せるものではなく、あくまでも小教研内部の話し合いで決められ、それを関係の校長が認める性質のものであることを確認しました。また、テスト問題やワークブックなどの作成会議等の参加についても同様であることを確認しています。



速報 ビラ配布裁判 始まる

「明るい徳島市をつくる市民連絡会準備会」は、3月1日、徳島市行政をゆがめる不当な働きかけなどについて記したビラを市職員などに配布しました。これに対し、岡幸治市議が名誉毀損だと徳島東警察署に告発、また、名誉毀損による精神的損害を受けたとして損害賠償を求める訴訟を徳島地裁に起こしました（同封資料参照）。

しかし、ビラは、徳島市のホームページに掲載されている「調査報告書」の内容を知らせるものでした。3月19日に結成された「明るい徳島市をつくる市民連絡会」は、岡市議の主張は、自分に不都合な真実を隠蔽し、憲法に保障された表現の自由を侵害するものであると批判しました。また、市民連絡会は、徳島市議によるビラ配布干渉事件に全力で取り組み、裁判勝利をめざすための意思統一をしました。

ビラ配布裁判は4月11日午後1時15分から、徳島地裁で行われます。また、徳島市議会の百条委員会は、4月11日午後1時30分から開かれます。詳細についての問い合わせは、喜多 090-2891-5189までお願いします。